

ユネスコ「世界の記憶」

国宝 東寺百合文書展 — 人・物・情報が行き交う中世 —

文書の解説（後期）

展示資料一覧にリンクがついています

展示資料一覧の目録番号をクリックすると、文書画像へ簡単にアクセスできます。

東寺百合文書 WEB <http://hyakugo.kyoto.jp/>

序章 文書の管理方法と現在に伝わる理由

昭和四二（一九六七）年に、京都府は文化財保護の目的で、東寺から「東寺百合文書（とうじひやくこうもんじょ）」を一括購入しました。同文書は一八、七〇五点に及ぶ膨大な数の中世古文書群です。現在、京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）が所蔵しています。

東寺百合文書という特徴的な名称には大きな理由があります。江戸時代に入り、古文書や典籍について優れた知識を有した加賀藩の五代藩主・前田綱紀は、東寺に伝来した中世の古文書に関心を持ち、東寺から文書を借り出して調査しました。貞享二（一六八五）年に、前田綱紀はそのお礼として東寺に文書を保存するための百個の桐箱を寄進します。被蓋（かぶせぶた）のある箱は一合、二合と数えますが、これが百個（百合）あるので、東寺百合文書と呼ばれるようになりました。

それでは、文書が現用で使われていた時代に、東寺はどのように文書を管理していたのでしょうか。序章では中世東寺の文書管理について紹介します。

6 廿一口方手文箱送進状

永禄三（一五六〇）年二月二十九日

（卜函二七二）

鎌倉時代中期～南北朝時代に、東寺の寺僧組織は整備・編成されました。

学衆方・最勝光院方など様々な寺僧組織ができますが、東寺の運営の中心

を担っていたのは「廿一口方」と呼ばれる寺僧組織でした。

組織ごとに担当する法会やその財源となる荘園が異なり、どの組織も会議を開いて、組織の運営に関わることを決めていました。各組織ともに、組織を代表する「奉行」があり、組織に必要な文書は手文箱に入れて、奉行が管理していたのです。奉行の任期は一年で、引き継ぎのときに手文箱以下必要なものを手文箱等送進状に書き上げ、新しい奉行に引き渡すことになっていました。

この文書は廿一口方手文箱送進状です。手文箱と一緒に「西院文庫」の鍵も引き渡されています。西院文庫については展示資料8で説明しますが、この鍵の引き継ぎが行われていることから、西院文庫は廿一口方によって管理されていたことがわかります。

送進

廿一口方手文箱

合拾八合

文庫 鑰袋入之、

右、所送進如件、

永禄三

十二月廿九日 俊朝（花押）

宝厳院大僧都御房

7 廿一口方評定引付 応永二三（一四〇六）年九月二日条

（天地之部一八）

どの寺僧組織も「評定」と呼ばれる会議を開き、議事録である「引付」に会議の模様や結果を記録していました。東寺百合文書には数多くの引付が残っています。この引付は、東寺の中核の寺僧組織である「廿一口方」の応永一三年分の会議の議事録です。

応永一三年九月一〇日、室町幕府三代将軍・足利義満は東寺を訪れました。義満は寺宝を見て回った後に、仏舍利（釈迦の遺骨）をもらい受け、奉請状（展示資料32）を東寺に渡し、帰路につきました。この奉請状ですが、展示箇所の応永一三年九月二日条を見ると、義満自ら筆を執ったことがわかります。

（前略）

御奉請記六、北山殿、自筆被遊之了、宝蔵、同籠之了、

後日
書入之了、 応永十三年九月十日

仏舍利

（足利義満）

八粒 愚老	一々	道祐	一々	栄暁僧都
二々 御賀丸	一々	常忠		以上十八粒、於東寺
二々 満濟僧正	一々	隆禪法印		西院、御奉請之、
一々 澄豪僧都	一々	快玄僧都		

8 文書出納日記（西院文庫文書出納帳）

長禄四年（一四六〇）年三月二日

（さ函一一三）

「西院」とは、東寺の境内の北西にある御影堂を中心とした一画のことです。この御影堂には「御影堂経蔵」という部屋があり、また「西院文庫」とも呼ばれていました。ここでは、各寺僧組織の奉行が管理している文書の中から特に重要な文書を選び出し、厳重に保管されていました。そのため、文書を出納するにあたり、特別な決まりが設けられていたのです。御影堂には三人の聖が常住していましたが、その三聖人が交替で出納を行いました。出納を希望する寺僧は必ず二人一組で申し出て、出納帳に署名と花押を書くことになっていました。この文書も西院文庫出納帳の一つです。

長禄三年一二月六日に、堯忠と宗寿という僧は足利義持御判御教書（展示資料33）を含めた四通の文書を西院文庫から取り出しました。翌四年三月二日に、仁然という僧と宗寿がこの四通の文書を西院文庫に返納していることがわかります。

廿一口第一箱

→ 為惣安堵、御判物四通

出之、付加賀所了、

長禄三年十二月六日

堯忠（花押）
宗寿（花押）

同四年三月二日納之畢、

仁然（花押）
宗寿（花押）

永和三 十一 廿二、
永享六 三 廿六、
同四 四 十一、
応永十七 十二 廿四、

9 西院文庫文書出納帳

応永二六（二四〇九）年八月二十九日

（天地之部一九）

応永一六年八月二十九日に快玄と杲淳という僧は、東寺の末寺の一つであった弘福寺くふくじに関する文書を西院文庫に返納しました。この文書は同年五月に取り出されましたが、そのときにはまだ出納帳による管理ではなく、取り出したい文書を書き上げた注文（リスト）によって出納を行っていました。注文は紙片に書かれていたからでしょうか、展示箇所には、返却の際にこの注文を確認しようとしたが、紛失しており見つからなかったと書かれています。このような反省を踏まえて、注文ではなく出納帳で文書の管理をするようになったのです。

返之了

弘福寺田地正文以下六通返納了、去五月所出文書也、彼出時注文取失之間、巨細注之、

応永十六年八月廿九日

快玄（花押）
杲淳（花押）

10 東寺百合文書桐箱

貞享二（一六八五）年

（ノ函）

貞享二年に加賀藩の五代藩主・前田綱紀は、百の「桐箱」を東寺に寄進しました。桐箱を受け取った東寺は、被蓋かふせふたの裏側の一つ一つに寄進の来歴を書き込んでいます。

この桐箱も国宝に指定され、他の文書と一緒にユネスコ「世界の記憶」（世界記憶遺産）に登録されました。現在、この桐箱に文書は収納しておらず、パネルで示した通り、桐製の新しい文書保存箱に収納しています。

賀州太守從四位下左近衛権中将
菅原綱紀朝臣遣使請贍写当寺
宝庫所用文書満寺感其好古許
諾焉終功之日新造書櫃尅佰見
寄進当寺以藏旧本也因記其縁
由於函蓋遺于後世云

于時

貞享二年歲次乙丑十一月日

東寺

百合之内

第I章 年貢の輸送と経路

遠方の荘園から年貢を運ぶ際、スムーズに進むとは限りませんでした。たとえば、海難や経費の問題がありました。輸送船が海賊に襲われた事例などを紹介するとともに、年貢を運んできた者への交通費をめぐる文書を展示します。安全か、経費削減か。現代に通じる問題を見出すことができます。

15 播磨国矢野荘政所秀恵起請文 文和二（二三五三）年五月八日

（テ函三〇）

この文書は、播磨国矢野荘（現・兵庫県相生市）の実務を請け負っていた秀恵から出された起請文で、神仏への誓いを記した文書です。

海上で海賊に襲われた際に、播磨国の守護・赤松則祐が出した兵糧米の催促状やその受取証なども奪い取られたとあります。重要な文書を海賊に略奪されてしまいましたが、秀恵は兵糧米の数量や算用状（荘園の年貢・公事などに関する年間の収支決算報告書のこと）に記載している数字には誤りがないことを神仏に誓っています。

（端裏書）

「秀恵起請文」

敬白

再拝々々 立申起請文事

右元者、東寺御領播磨国矢野庄、自守護方、所相懸兵糧米事、催促状并彼請取等文書、付三ヶ月、馬允男進上之处、為海賊、被棄取^{（奪力）}了、次彼兵糧米沙汰員数、載散用状、已令注進言上畢、両条若偽申入候者、惣者日本国大小神祇・冥道、別当寺鎮守八幡大菩薩・弘法大師御罰於、可蒙秀恵身、仍起請文之状、如件、

文和貳年五月八日 秀恵（花押）

16 播磨国矢野荘代官沙汰人等注進状

康安二（二三六二）年二月一日

（よ函三〇）

この文書では、海賊に奪われた年貢の弁償責任について書かれています。東寺へ納める矢野荘の年貢一〇貫文の運送を請負った商人が、海上を輸送中に明石海峡一の谷（現・兵庫県神戸市）で海賊に襲われ、監禁された挙句、年貢を奪われるという事件が発生しました。矢野荘代官は「言語道断の珍事」一大事」として東寺に報告していますが、幸いにも監禁されていた商人は生還することができました。ただし、海賊に奪われた年貢の弁償責任については年貢の輸送を請け負った商人にあるとしましたが、商人が支払わなかったため、代わりに一〇貫文のうち四貫文を矢野荘の百姓たちが負担したことがわかります。

(端裏書)

「矢野莊地下事書 貞治元 九 廿一」

(前略)

一学衆御方御年貢内拾貫文、先日替進候之由、令言上候之处、彼商

人於一谷、被取海賊、結句於其身者、被召禁、言語○珍事候、乍去、
道斷

身計生還、至御年貢者、可致其弁之由、令申候之間、不可失御公平
候、于今延引、先以歎入候、但地下ニテ者、十貫文内四貫文渡之候

之間、最少事候、委細上御使御存知事候、

康安二年十一月 日

17 学衆方評定引付

永和元年（一三七五）年一〇月二六日条

永和元年（一三七五）年二月二七日条

(ラ函八)

ここでは、年貢を輸送する際に関所が課題となる例を見ていきましょう。

この文書は、学衆方という東寺の寺僧組織が会議を開いた際の議事録です。年貢の輸送経路をめぐって、領主である東寺と百姓との間で議論が繰り広げられていたことが書かれています。

播磨国矢野莊から東寺への年貢輸送の経路は、海路と陸路（丹波路）の二つのルートがありました。この日の議事録をみると、海路を通行するには途中に五箇所の関所があり、それぞれで関銭（関所の通行税）を支払う

必要があることがわかります。当然、輸送費用を出来るだけ安く済ませたい東寺は、海路よりも経費の少ない陸路を使って年貢を輸送することを主張し、海路を通るなら通行に必要な関銭は東寺側では負担しないことを定めています。現代と同じように、経費削減は経営者にとって大きな課題だったことがわかります。

(永和元年一〇月二六日条)

(前略)

年貢

○運送路次事、經海道、五ヶ所関賃立用之条、不□□^(於)向後者、

經丹波路、可上洛、若猶經海道□□^(賃)於関□者、不可有立用、使者

可弁沙汰之旨、可□知之、
(下)

(永和元年一二月二七日条)

(前略)

一不經丹波路、經海道、上洛事、被定法之处、曾不叙用之、兩度使者海道上洛之条、自由至也、所詮兩度関賃散用状ニ所載候共、年貢後到之時、被立用之、可被聞召之、請取可為其分之由、可被出公文所矣、

18 学衆評定引付 永和二（一三七六）年二月三日条

（う函九）

この文書では、永和二年一〇月晦日に、播磨国矢野荘から東寺へ年貢（銭二〇貫文）を運んできた者への交通費について議論しています。

展示資料17で見たように、東寺に年貢銭を運ぶ経路は丹波路を通ってくることが定められていました。しかし、今回の年貢の輸送者は「南路Ⅱ海路」を通じて上洛してきました。南路には途中に五箇所の関所があり、関銭が八〇〇文もかかったとも言っています。南路を通ってきたことについて、輸送者に事情を詳しく尋ねてみたところ、当初は定められた丹波路を進んでいましたが、群盗に追いかけれられ、ほうほうの体で二木宿（現・兵庫県相生市二木）まで逃げてきた。丹波路は群盗に遭遇するかもしれず恐ろしいので、それを避けて南路を通ってきたのだと言っています。つまり、年貢の輸送者は危ない道は避けて、確実に年貢を東寺へ納めるため、機転を利かせて南路を選んだのです。

ちなみに、東寺は年貢輸送者の話を信用できないとして、本来通るべき丹波路分しか交通費を支給せず、南路を通って余分にかかってしまった交通費は矢野荘の自己負担にしました。

（前略）

一 矢野庄年貢且二十貫（文脱）二分十晦日（到）「」路次事、可為丹波路之由、被定仰之处、今度□南路上洛之由申之、五ヶ所関賃八百文留之

（了）
□、相尋事子細之处、丹波路上洛人夫以下、被追落拔群物、逃来于○二木宿之間、依有怖畏、經南路云々、事次第難信用、於難所者、南路尚勝于○丹波路、所詮、遂丹波路結解、可責出於関賃分、若尚歎申（者）□、今度怖畏次第已下、為「」事之由、可召起請文云々、同庄先度御下知之条、百姓等不承引、及譴責者、可逃散之由、内々令同心之由、祐尊注進之、衆議云、此条不可然、重嚴密可下知云々、

19 廿一口方評定引付 応永二八（一四二二）年二月九日条

（ち函四）

米が不作の年は、納める年貢料をめぐって領主と百姓の間で年貢の減免を求める争いが起きました。東寺百合文書にも不作時の年貢減免をめぐる東寺と百姓とのやりとりを示す資料が残されています。

この文書は、廿一口方という寺僧組織の会議の議事録です。①前年が不作だったため、東寺は播磨国矢野荘に対して年貢一〇〇石を減額した、②しかし、不作によって米の買い取り価格は高くなっているため、納入される年貢銭が例年より減少するはずはない、③播磨国に人を派遣して米の相場を調査するべきだ、と議論しています。

中世では年貢を納める時、現物で納める場合と、米などの代わりに銭で納税する「代銭納」の場合があります。文書の内容から、このときの矢野荘では代銭納を採用していたことがわかります。

また、東寺は不作のため百姓を憐れんで減免したのではなく、市場の動向を調べながら米の価値を計算して例年通りの年貢料を確保しようとしています。不作による米の価格上昇を見越したうえで減免している東寺の姿から、優れた経営感覚が伝わってきます。

(前略)

一 矢野庄上使可下間事

当庄去年損亡百石被免之、雖然、和市可為高々之間、年貢運送分齊不可減少歟之処、旧冬運上之分為・弱、更不得其心、国之和市様可相尋之、

(後略)

第Ⅱ章 東寺を巡る人と戦乱

朝廷や幕府から荘園の寄進を受ける、または戦乱から寺領を守るために武将に禁制を発給してもらうなど、いつの時代でも東寺は公家や武家たちとの間で一定の関係を維持、または構築する必要があります。

ここでは東寺と権力者たちとのやり取りを示す文書のほか、戦乱が東寺に与えた影響を見ていきます。たとえば、戦乱によって使者が行く手を遮られたケースや寺宝が焼失した事件を通して、東寺に与えた戦乱の影響を考えていきます。

30 後醍醐天皇綸旨 元弘三（一二三三）年六月十九日

(せ 函南朝文書九)

後醍醐天皇は鎌倉幕府を滅ぼした人物としてよく知られています。一時は、倒幕の計画が幕府に漏れてしまい、その罪を問われ、隠岐（現・島根県隠岐島）に流されてしまいました。その後、倒幕運動を再開するために隠岐から脱出し、再び京都に舞い戻ります。

この文書は京都に戻った直後に出されたものです。東寺領の摂津国垂水庄（現・大阪府吹田市及び豊中市）について、現地で管理にあたっていた日下部氏の横暴を咎め、東寺による直接支配を認めています。

摂津国垂水庄事、奏聞之処、止濫妨、可全寺用之由、可令下知給之

旨、

天氣所候也、仍上啓如件、

元弘三年六月十九日 左少弁宣明
(中御門)

謹上 勝宝院僧正御房

31 足利尊氏御判御教書 観応元(二三五〇)年七月二十八日

(せ函足利將軍家下文五)

室町幕府は当初、足利尊氏とその弟・足利直義ただよしによる二頭政治を行って
いました。しかし次第に直義と、尊氏の執事高師直たかしのちかとの対立が表面化して
いきます。「観応の擾乱じょうらん」と呼ばれる室町幕府の内紛は、全国的な争乱へ
と発展していったのです。観応元年七月、直義派として美濃国(現・岐阜
県南部)で土岐周済とぎしゅうさいが挙兵しました。土岐氏の進軍を阻止するため、七月
二八日に尊氏の嫡男で後の二代將軍足利義詮よしあきと高師直は京都を出発して
いますが、展示資料は足利尊氏が凶徒(土岐軍)の鎮圧と、義詮軍の勝利
を願って東寺の子院である実相寺に戦勝祈願を命じた文書です。

凶徒対治祈禱事、□□殊可被致精誠之状如件、
(近日カ)

観応元年七月廿八日 (足利尊氏)
(花押)

実相寺僧都御房

32 足利義満自筆仏舍利奉請状 応永二三(一四〇六)年九月二〇日

(き函三七)

室町幕府三代將軍・足利義満が生きた時代は幕府の全盛期でした。この
文書は、その義満本人が書いた仏舍利奉請状です。

仏舍利とは釈迦の遺骨のことで、東寺には弘法大師空海が中国の唐から
持ち帰った仏舍利があり、勅封により厳重に保管されていました。この仏
舍利をもらい受けることを奉請といい、奉請状には奉請された仏舎利の粒
数と人物の名前を記録することになっていました。文書の右から三行目に
見える「愚老」が義満自身のことです。

では、どうしてこの奉請状が義満の自筆だとわかるのでしょうか。その
答えは展示資料7にあります。あわせてご覧ください。

応永十三年九月十日

仏舍利

(足利義満)

八粒 愚老

二粒 御賀磨

二粒 満済僧正

一粒 澄豪僧都

一粒 道祐

一粒 常忠

一粒 隆禅法印

一粒 快玄僧都

一粒 栄暁僧都

以上十八粒、於東寺西院、御奉請之、

33 足利義持御判御教書 応永一七（一四一〇）年二月二四日

（マ函八二）

足利義持は義満の子で、室町幕府の四代将軍です。

この文書に見える山城国上久世荘（現・京都市南区）地頭職は、建武三（一三三六）年に足利尊氏が東寺の鎮守八幡宮に寄進しました。観応元（一三五〇）年以後、東寺は現地の有力武士である真板氏を公文職に任命し、年貢の徴収などにあたらせました。ところが、応永年間になると、細川氏の家臣である寒川氏さむかわがこの公文職を望み、真板氏と対立します。義持は、寒川氏のこうした行為を咎め、東寺が支持する真板氏を公文職にするようにと、この文書で命じています。

東寺八幡宮領山城国久世庄公文職事、帯建武三年御寄進状等証文、地頭一円進止之处、近年動競望之輩在之云々、自由之至甚不可然、早任当知行之旨全領知、致祈祷精誠可專神用之状如件、

（足利義持）
（花押）
応永十七年十二月廿四日

当寺供僧中

34 廿一口方評定引付

応仁三（一四六九）年四月二五日条
文明元（一四六九）年五月二八日条

（天地之部三七）

35 廿一口方評定引付

文明二（一四七〇）年八月二〇日条

（ち函一九）

応仁の乱開戦後間もない応仁元（一四六七）年九月、東寺では戦火に備えて寺内の宝物や文書を醍醐寺に疎開させたものの、文明二年七月一九日に醍醐寺の多くの建物が戦火に巻き込まれ、預けていた寺宝の一部を焼失したことが書かれています（展示資料35）。

応仁元年から文明九（一四七七）年までの一一年間にわたって続いた応仁の乱では、東寺は西軍の支配下にあつたとされていますが、幸いにも一度も戦火に遭うことなく無事でした。一方、醍醐寺は西軍から攻撃を受けて炎上し、東寺から預かっていた寺宝や文書の一部も焼失してしまったのです。安全を期して寺宝を醍醐寺へ預けていただけに、何とも皮肉な結果となりました。

ただし東寺としても、安心して醍醐寺に寺宝等を預けていたわけではなかったようです。寺宝を避難させてから一年半ほど経過した頃の応仁三年四月二五日には、西軍による醍醐寺攻めの噂が広まったことで、その噂の真偽の確認と万が一に備え、醍醐寺に預けていた寺宝の引き取り経路を「六条陰陽師」に占わせるなど、会議で引き取りが検討されていたことがわかります（展示資料34）。西軍の醍醐寺攻撃の情報を事前に掴み、戦局や寺

宝の管理に注意を払っていた様子がうかがえますが、「宝物可被取渡之事、先被延引了」とあるように、寺宝の引き取りを先延ばしにしていたのです。

(応仁三年四月)

同廿五日

(中略)

一 寺家宝物之事、依為乱世、雖被置醍醐、近日有物責之間、可被渡

他所歟之事、六条隱陽師二可^(陰)占^被之由、衆儀了、

(後略)

(五月)

同十八日

(中略)

一 醍醐発向之事、相尋方々之处、今日十八日又十九日之由、申之間、

伏見之川上無通路之義、旁難事行之間、宝物可被取渡之事、先被延引了、

(文明二年八月)

同十日

(中略)

一 御道具等自上西西帰寺之由、令披露者也、

御道具唐櫃一合 両界箱一合 十二天箱一合

五大尊箱一合 大師絵一合 仏具箱式合 於理性院令紛失畢、

東寺額同令 同令紛失畢、 鎮守額 聖天 八幡市ニテ宗承売得寄進畢、

印三ヶ 中綱乗俊、於理性院庭拾之、 同舟器買得之、
寺家へ進者也、

已上

右件御道具等、去応仁元年九月廿一日、西西寺三宝院御経藏被渡之、於西西諸院家分配之、就中文明二年七月十九日、勸修寺堂塔并門跡・院家・坊中致于在家等悉炎上、次廿日西西寺至于伽藍青瀧宮・門跡・諸院家・在家等、悉成灰燼畢、但塔一基無為也、^(大)大概如此、不及委細記者也、

(後略)

36 山名宗峯入持豊書状 (年未詳) 七月八日

(ケ函二五九)

応仁の乱の西軍の将として知られる山名宗全は、一時「宗峯」を名乗っていました。

この文書は、東寺から送られた「五色」(瓜)について、山名宗峯(宗全)が「賞翫無極」、大変珍重したと礼を述べています。東寺は主要な東寺領荘園が所在する国の守護たちの誕生日に毎月祈禱を行って巻数^{かんず}(僧侶が願主の依頼に応じて祈禱読誦した經典などの題名や数量、度数を書き上げて願

主に送った文書のこと）を送るほか、瓜や松茸など季節の贈り物を届けていました。

宗全は、嘉吉元（一四四一）年に室町幕府六代將軍・足利義教を暗殺した赤松満祐を討ち（嘉吉の乱）、その恩賞として同年九月には播磨国・備前国（現・岡山県東南部）・美作国（現・岡山県東北部）の三箇国の守護職を手に入れました。そのうち、播磨国には東寺領の矢野荘があり、おそらく東寺は矢野荘を維持するために山名宗全との交際を持ったと考えられます。

五色濟々送給候、賞翫無極候、殊以佳例、令祝着候、恐々謹言、

七月八日 （山名持豊）
宗峯（花押）

東寺

37 新見国経書状 享祿五（一五三三）年三月二二日

（又函二四七）

この文書は、新見荘の代官であった新見国経が東寺に送った書状です。「京都・堺・播州海上何も物念二而、一向通路無足之由」とあるように、京都・堺・播磨の海上の治安が悪く、交通が完全に麻痺した状況が情報として伝えられています。

永正四（一五〇七）年の細川政元暗殺後、細川京兆家の家督を巡って、澄之・澄元・高国の三人の養子が分裂抗争を繰り広げます（永正の錯乱）。

そして、室町幕府二二代將軍・足利義晴を擁立して政權を固めようとした高国も「大物崩れ」で敗走して自害し、また「堺公方」と呼ばれた足利義維を擁する細川晴元が京都を制圧するなど、この時期は軍事的緊張が続いていました。

（封紙上書）

「東寺

新見備中守

公文殿御宿所

国経」

尚々嘉例之こふしいらす二桶、御樽之代二十疋令進入候、祝儀計候、公文所殿へもこふしいらす二桶進候、可預御届候、返々通路海陸共二留之由申候間、于今罷過候、非如在候、

当春之御慶、雖事旧候、更不可有際限候、尤早々可申入候处、京都・堺・播州海上何も物念二而、一向通路無足之由、旧冬より至于今申候間、乍存知罷過候、更以非如在之儀候、仍御公物之方へ、漆指中桶六・紙百束寺納申候、委事者慈雲可被申候、今少用意仕候へ共、路次一大事候間、先上申候、御年貢漆・国節紙をも用意仕候へ共、一度二ハ大事存、のこしをき候、当寺 八幡も照覧候へ、虚言二あらす候、此分奉頼候、恐々謹言、

三月十二日 国経（花押）

東寺

公文殿御宿所

38 藤岡直綱書状 (永禄元(二五五八)年) 五月七日 (イ函二七〇)

39 藤岡直綱書状 (永禄元(二五五八)年) 五月七日 (イ函二七一)

展示資料38と39は、永禄元年五月七日のものと推定される藤岡直綱(石見守)の手紙で、東寺の宝厳院祐重と観智院栄盛に宛てたものです。藤岡直綱は、この時期、芥川山城(現・大阪府高槻市)に拠って京都を支配下に置いていた三好長慶の命により東寺との交渉役を担っていた人物です。このとき、近江国朽木へ逃れていた室町幕府一三代将軍・足利義輝が、京都を奪回するべく坂本まで軍勢を進めていました。これを迎え撃つために三好長慶が京都へ大軍を派遣することが予測できましたが、三好軍が京都出陣において東寺を陣所とする予定がないことを藤岡直綱はこの手紙で知らせています。他に、三好軍の京都着陣が「明後日九日」であることに加え、陣所の予定地や配置される武将の名前までもが詳しく書き込まれていることから、軍事機密の高い手紙だったことがうかがえます。

38 (永禄元(二五五八)年) 五月七日 (イ函二七〇)

猶々明日御一人御下向可然候、早々より御下候て、日もとりニさ(辰)せられ候て、可然候、明後日、必定上洛候、将又、宝厳へ申候、女衆諸事ニ付而、御懇ニ蒙仰畏入候、弥父子共ニ堅固候、可御心安候、今一ヶ条事、未不申候、心へ申候、急候間、此外不申入候、預御折紙、令拝見候、仍敵相働之由、其沙汰候て、御氣遣段、尤ニ候、

然者今朝態以書状申候、明後日九日此方衆各其元へ陣取候、懇ニ示進

候、就其御寺之儀ハ陣所ニなり不申候間、可御心安候、明日御一人乍御大儀御下向候て、御礼被仰候て、可然候、左様ニ候へハ、弥落着候、(如何)万一談合ハハリ候てハ、いかゞにて候間、申事候、恐々謹言、(斐)

午刻 (藤岡石見守)
藤石

五月七日 直綱(花押)

宝厳

観智

(まい)
□□る御報

39 (永禄元(二五五八)年) 五月七日 (イ函二七一)

猶々、真如堂へ遣折紙候、御無心ながら、自其方御届候て、可被下候、奉頼候、返事候者、其方ニ御置候て、便宜ニ可給候、われ〳〵ハ出陣不仕候、(斎藤越前守基速)齋越も中村も無出陣候、孫右衛門ハ馳上て、(三好日向守長逸)三向と一所候へく候、御用之儀候者、可被仰候、くれ〳〵御聞ありたく候ハんと存候て、態、人を上候也、此外不申入候、

一態申候、仍明後日九日各出陣必定候、就其御寺之事ハ陣所ニなり不

申候間、先以可御心安候、□八条ハ陣取ニ成可申と存候、

一久秀、(松永)三日ニ上洛候、是も明後日出陣衆にて候、陣所ハ吉祥院にて候、

二三好日向守方も出陣候、陣所ハ上鳥羽か久世かのよし候、

(三好長慶・義興)
一長慶ハ父子出陣のあらそい候間、(心脱力)無本候、大将陣ハ大略久世にて候へく候、

(正)
一泉乗寺・梅か小路・西庄・御所ノ内辺ハ皆々丹波衆陣取候、

(重治)
一東西九条ハ松山、其外陣所にて候、

(塔森)
一上ハ四条の道場より、下、鳥羽・たうのもり・竹田其外悉方々衆陣取にて候、

恐々謹言、

(藤岡石見守)
藤石

五月七日 直綱(花押)

宝巖

観智

まいる御同宿中

40 織田信長禁制 永禄二(一五六八)年九月 日

(せ函武家御教書並達八六)

永禄一一年九月二六日、織田信長は、のちに一五代將軍となる足利義昭を奉じて念願の上洛を果たし、東寺に本陣を置きます。これに先立ち、東寺に与えたのがこの禁制です。軍勢による濫妨(乱暴)・狼藉や陣取り、放火などを禁じ、これに違反した者は厳罰に処すとしています。「弾正忠」は信長の官職名で、楕円形の朱印は武力による天下統一を標榜した、有名な

「天下布武」の印です。

禁制 東寺同境内

一当手軍勢濫妨狼藉之事、

一陣取・放火之事付寄宿、

一伐採竹木之事、

右条々、於違犯之輩者、速可処厳科者也、仍執達如件、

永禄十一年九月 日 (織田信長)
弾正忠(朱印) (印文「天下布武」)

第三章 新見荘からのメッセージ

新見荘は備中国哲多郡にあった荘園で、現在の岡山県新見市の高梁川以西の地域にあたります。もともとは京都の最勝光院の所領でしたが、正中二（一二三二）年に後醍醐天皇から東寺へ寄進されました。新見荘はたたら製鉄が盛んに行われた地域で、米や漆などのほか、鉄も年貢として東寺へ納めていた荘園です。

通信網が発達した現代社会とは異なり、中世の情報は人・物と同じ動線で伝達されていました。本章では、京都から遠国に位置する新見荘と東寺の間で交わされた文書を通して、中世の新見荘の人々が直面した問題や行動を追いかけ、彼らの姿を浮かび上がらせるとともに、当時の支配のあり方や情報伝達の様相についても紹介いたします。

47 備中国新見荘三職連署注進状

寛正四（一四六三）年八月二七日

（サ函二一〇）

この報告書が新見荘から東寺に届けられたのは、寛正四年九月三日のことでした。三職（三人の荘官）から送られてきた報告書には、新見荘を直接支配するために東寺から派遣された代官の祐清が、新見荘地頭方の領内で建築中の家の前を馬に乗って通りかかったところ、「下馬とがめ」（下馬

しないで通りかかった者を咎める行為）を受けた末に、谷内と横見という者に殺害されたと書かれています。

祐清は厳しい年貢の徴収を行っており、実際に年貢の未納を続けていた豊岡という名主を追放するなど、強気な姿勢で臨んでいました。こうしたことが募って百姓たちの恨みを買ひ、祐清は殺害されたと考えられます。

（封紙上書）

「寛正四 九 三

一

金子弾正左衛門尉

福本式部之允

宮田帯刀左衛門尉

進上 東寺

御公文所殿

人々御中

衡氏
盛吉
家高

畏申上候、

抑、御代官今月廿五日当庄 御宮めぐり被召候、左候間、地頭方相
国寺之善仏寺御領中ニ、谷内と申地下人、家を作候処にて、下馬と
かめ仕候て、谷内・横見と申者、兩人して打申候、我らが在所より
一里計候所の御宮にて、おつかけ打申候、則我ら時をかへす、彼敵
方へおしよせ候へハ、いづれもおちうせ候間、家をやきはらい候、
左候処ニ、彼人共地頭方之代官所ニこもり候由聞へ候、其上、御代
官被乗候馬を、地頭代官所ニ被立置候間、一向とうそくにて候やと、
おしかけ候へハ、折節庄主他行候間、不及力候て、政所屋をやきは
らい候、其まゝ陣をとり敵を尋候へ共、行末なく落行候や、むかふ

敵なく候間、先引しりそき候、左候間、彼庄主いしかの郷新屋垣内(石蟹)

と申領二被居候程ニ、彼とか人ニしやうかいさせられ候て給候へ、(科)(生害)

無御成敗候ハ、庄主ニしやうかいさせ可申由、談合仕候て同廿六日ニ、勢使仕候処ニ、当国守護殿御内人西尾方、又河合方兩人罷被出候て、一見被申候様ハ、若彼とか人共、帰国仕事候ハ、庄主と相共ニせいはい候て可給由、堅申され候間、先注進申上候、以此旨、可然様ニ可預御披露候、恐惶謹言、

金子彈正左衛門尉
八月廿七日
衡氏(花押)

福本式部允

盛吉(花押)

宮田帯刀左衛門尉

家高(花押)

東寺

御公文所殿人々御中

48 備中国新見荘上使本位田家盛并三職連署注進状

寛正四(一四六三)年一〇月二日

(サ函二一六)

祐清殺害事件に関する現地調査のため、東寺から新見荘へ本位田家盛という人物が派遣されました。家盛は三職と連名で、祐清の遺品などについて処理方法も含めて東寺に報告しています。

この中で、祐清の遺品で京都へ送る物、政所(現地で実務を行う所)に

留め置く物、祐清が殺害された際に取られてしまった物などが、箇条書きにまとめられています。

ちなみに、殺害された祐清の遺品整理には、三職の一人である福本の「けうたい(きょうだい)姉妹」が関わっていました。福本の姉妹については、展示資料51で紹介いたします。

祐清之物京都へ進上申上候日儀之事(記)

合 寛正二年十月廿二日

一ころも(衣) 一くすの十とく

一けん(劍)の刀(腰) 一太刀(振) 一弓(挺) 一(鞆) 一(靴)

一やり(本) 一(挺) 一(鞆) 一(靴)

一かちやう

以上

御政所家ニ留候物日儀之事

一くわんす 一ちやうす(茶臼)

一かま(釜) 但大小 一なへ三(鍋)

一かなわ二本(金輪) 一ちやわん(茶碗)

一てんもく(天目) 一かめ(甕) 但大小

一ちやおけ(茶桶) 一ひしやけ

一 磨鉢(磨鉢)
一 すりはち

一 畳(畳)
一 たゞミ五てう

一 庭掃(庭掃)
一 にわばき十五まい

一 ほんはち

以上

私之預申日儀之事

一 長刀(枝)
一 長刀(枝)

一 やり(枝)
一 やり(枝)

一 子太刀(小)
一 子太刀(小)

一 うつほ(小)
一 うつほ(小)

一 轡(轡)
一 轡(轡)

一 一(口)
一 一(口)

以上

尤これ等をも進上申度候へ共、かやう之物之事者候へてハ、人めしちと申、時としてことかけ候はんする由被申候間、先私あつかり申候、委細者ひこ四郎二御たつね候へく候、

御くらに候日儀之事

合

一 大斗 同斗かき式

一 小斗

一 ます(舂) 但大小

一 うる(漆舂) します

一 同かう

一 しやうこ

一 はなかわ(茶) けん

一 ちや四合 但大内

一 麦六斗

一 ミ(味噌) すすこし

以上

此前から二候を、ひこ四郎之方よりうけとりて候、委細ひこ四郎

二御たつね候へく候、

一 福本方けうたい、此間祐清もおき被申候、其方より御わひ事申上られ候日儀之事、

合

一 しろい(白) こそて

一 つむき(紬) のをもて

一 ぬの(布子) こ

一 かたひら(帷子) 壺

一 ぬきて(拔出綿) わた式

一 かわは(革袴) かま

一 あを(青小袖) こそて

一 たゞミのをもて五まい

一 料足(料足) 貫文

一 わた(綿) 四百六十文か

以上

此前少々者、出家ニも出され候、又者うり候て、あとの事おも、とふらわれ候よし被申候、此分の事、御わひ事を、ちうもん(注文)のものも、んて被申候、御ふちあるへく候哉、

一 祐清(頭) 地たう方にてせうかいのきハ、うちとられられ候物之事、しるし進之候、

一 馬くら

一 祐清(刀) のかたな壺こし

一 うちかたな

一 かたな壺但ひやうへ二郎か

一 大太刀 これハ福本方わひ事被申候太刀にて候、

一 又太刀 これハちう半太刀にて候、一子太刀壺ふり

一 弓壺てう 同うつほ壺本

以上

かやうのおもむき、ひこ四郎二御たつねあるへく候、委細者申上候へく候、

右、注進如件、

寛正二年

十月廿二日

金子弾正左衛門尉

衡氏 (花押)

福本式部尉

盛吉 (花押)

進上

東寺

御公文所殿

宮田帯刀左衛門尉

家高 (花押)

本位田

家盛 (花押)

49 本位田家盛注進状 一〇月二六日

(ツ函二六二)

家盛は展示資料48で祐清の遺品整理に関する報告をしていますが、この文書では祐清殺害時の状況を詳細に報告しています。この時点で事件から二箇月が経過していますが、報告書からは緊迫した現場の状況が伝わってきます。

これによると、①馬に乗って建築中の家の前を通り過ぎようとした祐清に対して、家づくりの者たちが追いかけてきたこと、②祐清は詫びてすぐ

に下馬したこと、③大勢が刀を抜いて追いかけてきたため、祐清も刀を抜いて構えたこと、④後から追いかけてきた谷内と横見がその場を収め、祐清も刀を鞘に差したとたん、谷内と横見の兩人が祐清に斬りかかって殺したこと、⑤祐清が乗っていた馬や太刀、具足、衣装までもが剥ぎ取られてしまったことなどを伝えています。

(前略)

其ゆわれハ、此方之代官、下馬を仕候ハぬとて、家づくりの物共、

をんかけ候、さ候間、谷内方家共、不存候て、下馬を不申候、御免

候へと申候て、代官下馬候し、乍去、大せぬきつれをんかけ候間、

祐清もぬき候てかまゑ候所ニ、さ候ハ、太刀を御さし候へと申候て、

をんかけ、よこみ・谷内と申物申候間、下馬仕候上ハ、ともかくも

と被申候て、太刀をさし候所を、よこみ・谷内兩人してうち候て、

馬・太刀・具そく、其身のいせうまで、はき取候よし申候て、地下

ほうとう、其時とも仕候か、其せきのかれ候て申候間、時をう

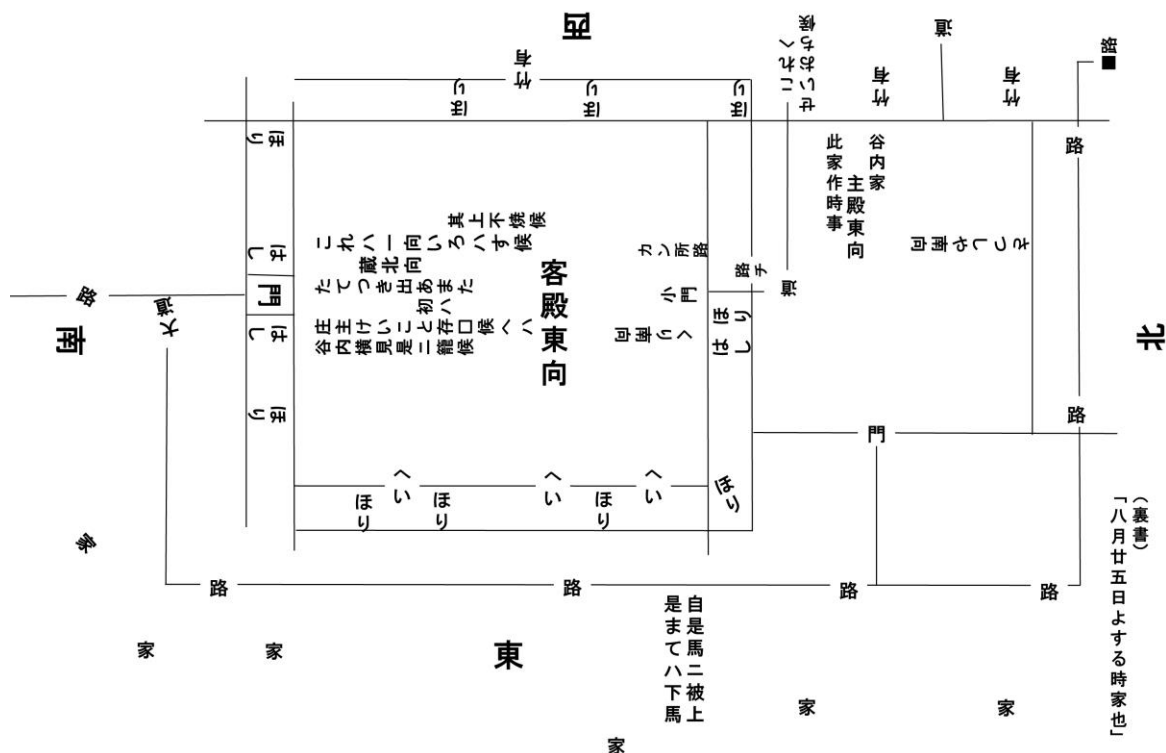
つさず、八月廿五日之ひつし之時ニうたれられ候ニ、

(後略)

50 備中国新見莊地頭方百姓谷内家差図 (寛正四(一四六三年) (サ函三九九)

これは、祐清が「下馬とがめ」された際に通りかかった谷内家の見取り図です。図の裏には「八月二十五日、よ(寄)する時家也」とあることから、八月二十五日に起こった祐清の殺害事件の現場を描いたものです。

向かって右側には谷内家の家が描かれ、左側には周囲を堀で囲まれた地頭方政所があり、谷内家とは小門と小橋でつながっていたことがわかります。また、東側の「路」「路」と書かれた線の下にある、堀で囲まれた区画の下には「是までハ下馬、自是馬二被上」とあるように、祐清が下馬していた区間と、乗馬した地点が示されています。



51 たまかき書状并備中国新見莊代官祐清遺品注文

(寛正四(一四六三年))

(ゆ函八四)

祐清が殺害された後、遺品の整理に「たまかき」という女性が関わっていました。展示資料48で少し触れましたが、「たまかき」は三職の一人である福本の姉妹で、祐清の身の世話をしていたと考えられます。この文書は、中世の地方に住む女性を書いた手紙として稀有な資料です。

彼女は東寺に宛てた手紙の中で、祐清が生前に所持していた品を葬儀などの諸費用に充てたことを報告し、残った白小袖・紬の表(紬糸で織られた絹織物)・布子(木綿の綿入れ)の三品を、祐清の形見として貰い受けたいと願っています。形見分けの希望が叶ったのかは不明ですが、「御いたわしさは、申しようもありません」という言葉からも、亡き人を偲ぶ女性の想いが伝わってきます。

かやうに申まいらせ候へハ、はかり入候へ共、一ふて申まいらせ候、
 (祐清) (は脱カ) (筆)
 さてくゆうせいの御事、かやうに御なり候事、御いたわしき、な
 (折節) (政所)
 かく申はかりなく候、又そのおりふし、まんところに候しほとに、
 (恥)
 あとの事ハ、はちをもかくし申候て候、さ候ほとに、ゆうせいのい
 (日記)
 ろくの物、人しりたることくにんきおし候て、まんところとのへ、
 まいらせ候、さためて御申あるへく候、さ候ほとに、ゆうせいの

(着替) (少々) (際) (失)
 きかへしようにくそのきわきられ候てうしなわれ候、又すこしのこ
 (骨) (折) (出家)
 りたるおは、ほねおもおられたるしゆんけにもまいらせ候、又あと
 (甲) (委細)
 のとむらいにも申て候、いさいわかきたて候て申まいらせ候、この
 ほとなしみ申候ほとに、すこしの物おは、ゆうせいのかたみにも、
 (形見)
 みまいらせたく候、給候ハ、いかほと御うれしく思まいらせ候、返々
 このよしまんところとのへも、申まいらせ候、ゆうせいの物、人し
 り候まゝ、みなくまいらせ候、このにんきのまゝ、給候ハ、いか
 ほと御うれしく候、

あなかしく たまかき

くもん所とのへまいる

ゆうせいのいろくにんき

- 一 御足一貫文 そのきわいろく二つかい候、
- 一 (青小袖) あおこそて一 しゆんけ二まいらせ候、
- 一 (拔出綿) めきてわた二 同じゆんけ二まいらせ候、
- 一 (帷子) かたひら一 同じゆんけ二まいらせ候、
- 一 (畳) (表) (枚) たゝみのおもて五まいり候て、これもあとの事二つかい候、
- 一 このいろくハ、かやうにして候、又これハ、わひ事申まいらせ候、
 (自)
- 一 しろいこそて一
- 一 (紬) つむきむきのおもて一

一
ぬのこ二
(布子)

これ三の事ハ、ゆうせいのかたミにもみせられ候ハ、いか
ほと御うれしく候、

第四章 南大門前の関所と往来

東寺南大門前は多くの人が往来し、物流も盛んで、大変賑やかな場所でした。東寺の参詣者や通行人に一服一銭の茶売を営んでいた商人の事例からも、賑やかだった南大門前の様子を知ることができます。また、この場所には関所も設けられていたようです。

ここでは南大門前を往来していた人々が織りなす人間模様を紹介します。

56 山崎商人二郎請文 応永三(一三九六)年一〇月二日

(さ函七五)

京都の南西に位置する山崎は、古代から淀川水運の要であり、また西国街道が通るなど、水陸交通の要衝として知られています。中世の山崎では、荏胡麻^{えごま}の栽培とその種から取る荏胡麻油の製造、販売で栄えていました。

この文書は、山崎溝口保の二郎という商人が、東寺境内が商人通行禁止になっていたのを知らずに通行したため、今後は通行しないと誓っています。米・油・塩などの日常品を商う山崎の商人は、商業活動で洛中に入出入りするにあたり、東寺境内も通路に使っていたことがわかります。

(端裏書)

「山崎商人請文 応永三十十二」

(東寺) (商) (通) (侍)
とうしの御寺内、あき人とをり候ましきよしの御さふらい所の御

(制札) 候を、存知つかまつらす候て、まかりとをりて候、きやう
(罷) (通) (向)
(後) 候、
こゝさらにくまかりとをり候ましくて候、こんとの事をハ、御めん
(今度) (免)
(請文) かうふり候へく候、仍うけふミ状如件、

応永三年十月十二日 山さきミそくちの
(崎) (溝口)

二郎 (略押)

57 南大門前一服一銭茶売人道幸後家・八郎次郎連署条々請文

応永二一(二四〇四)年七月三日

(し函六一)

この文書は、茶売人の道幸後家・八郎次郎が東寺に提出した誓約書です。
内容は、南大門前の大路(九条大路)より南で茶売りの営業をすること、
茶道具を南大門の下などに置かないこと、南大門や寺内に立ち入らないこ
と、の三点を遵守すると記しています。もし違反した場合は、咎めを受け
て追却(追放)されても構わないと述べています。

実は、応永一一年四月一日に茶売人たちは南大門脇で小火騒ぎを起こし
ました。東寺はただちに茶売り商売を停止して茶売人たちを追放しまし
たが、彼らは再三にわたって商売の再開を嘆願しました。その結果、東寺は
誓約書の提出を条件に茶売人たちに商売の再開を許可しました。その際、
茶売り人が東寺へ提出したのが、この文書です。

(端裏書) (売)
「南大門前茶買請文」

謹請申

東寺南大門前茶売条々

一 於南大門大路以南、可致其沙汰事、
一 火鉢以下具足、雖為片時、不可取入南大門下築垣陰、殊不可預置
寺内并乞食等事、

一 号有風雨之難、不可立寄南大門置築垣下、就中寺内無窮往反不可
有之事、

右条々、背請文旨者、且於其身者預嚴密御罪科、且於茶屋者早可預
御追却、其時更以権門勢家御口入不可歎申于寺家者也、仍請文状如
件、

応永十一年七月廿三日 道幸後家 (略押)

八郎次郎 (花押)

58 室町幕府奉行人連署奉書案 文明二五(二四八三)年七月八日

(追加之部二二(六五))

東寺辺内において「短冊・諸本所公事銭」という名目で、往来する旅人
に通行税をかける者がおり、中には喧嘩にまで発展する事例もあつたよう
です。室町幕府は旅人に通行税をかける者を境内から追放するよう、この
文書で東寺に命じています。異議を唱える者がいる場合は処罰すると述
べていることから、幕府は厳しく取り締まろうとしていたことがわかりま

す。

奉書案

於寺辺、号短冊并諸本所公事錢、相懸往来之旅人課役輩在之云々、動及喧嘩之条太不可然、所詮堅加下知、向後可被追放境内、若有及異儀之族者、可被処罪科之由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十五

七月八日

常通判

数秀判

東寺雜掌

59 室町幕府奉行人連署奉書 永正六（一五〇九）年閏八月三日

（い函五九）

この文書では、幕府が東寺境内にあつた「見入関^{みいりせき}」の停止を命じています。見入関とは、ある地域内に入ってくるものに対して通行税を懸ける関所のことです。展示資料58でも、幕府は東寺辺内で通行税を徴収する者を追放するよう命じていますが、こうした行為はなかなか跡を絶たなかったようです。

東寺境内関事、毎々依及物念、被成度々御下知、禁制之上者、彼見入関事、任先規寺辺境在之被停止畢、宜被存知之由、被仰出候也、仍執達如件、

永正六
壬八月三日
（閏）

（松田）

英致（花押）

（齊藤）

基雄（花押）

当寺雜掌

終章 還ってきた百合文書

昭和四二（一九六七）年に京都府は東寺百合文書を一括購入しました。直ちに目録の作成に取り掛かりましたが、目録を作成していくうちに、京都府が購入する以前に散逸してしまい、所在がわからなくなってしまうている文書があることが判明しました。これを受けて、京都府は散逸した文書の所在を調査し、現在も収集に努めています。

こうした一括購入後に新たに収集した文書も、東寺百合文書として京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）が所蔵しています。終章では、昭和四二年以後に新たに収集した「還ってきた百合文書」をいくつかご紹介します。

63 七条令解 正暦四（九九三）年六月二〇日

（追加購入分一）

この文書は新たに収集した文書です。昭和四六（一九七一）年に京都府はこの文書を購入しました。もともと東寺百合文書「へ函」に収められていたことがわかっています。

応永三（一三九六）年に寺僧の良宝は東寺の御影堂に、洛中にある「七条坊門櫛笥敷地」を寄進しました。その際に、これまで土地の売買や譲渡のたびに作成された権利関係の文書も、あわせて御影堂に収められました。七条令解はその一つで、平安時代の土地の売買について知ることができる

貴重な文書です。

七条令解 申立売買地券文事

合肆戸主 在左京七条一坊十五町西一行北四五六七門者
右地、故吉志安国所領也、而男忠兼伝領者、依有要用価直
米拾式斛、売与紀滋忠既畢、請望、依式欲被立券文者、
依辞状加覆審、所陳有実、仍勒売買兩人并保証署名
立券文如件、以解、

正暦四年六月廿日 令

売人 吉志 忠兼

同男 吉志 用乃（花押）

買人紀 滋忠（花押）

件地、公驗依明、加署、左京七条

一坊三保刀禰大舍人漢部（花押）

内匠長上代御春

左兵衛番長佐伯 戌基

前豊掾 長尾（花押）

64 仁木頼夏巻数返事 延文五（一三六〇）年八月二八日

（り函二六五）

この文書も、新たに収集した文書です。平成一一（一九九九）年に京都府はこの文書を購入しました。もともと東寺百合文書「り函」に収められ

ていたことがわかっています。

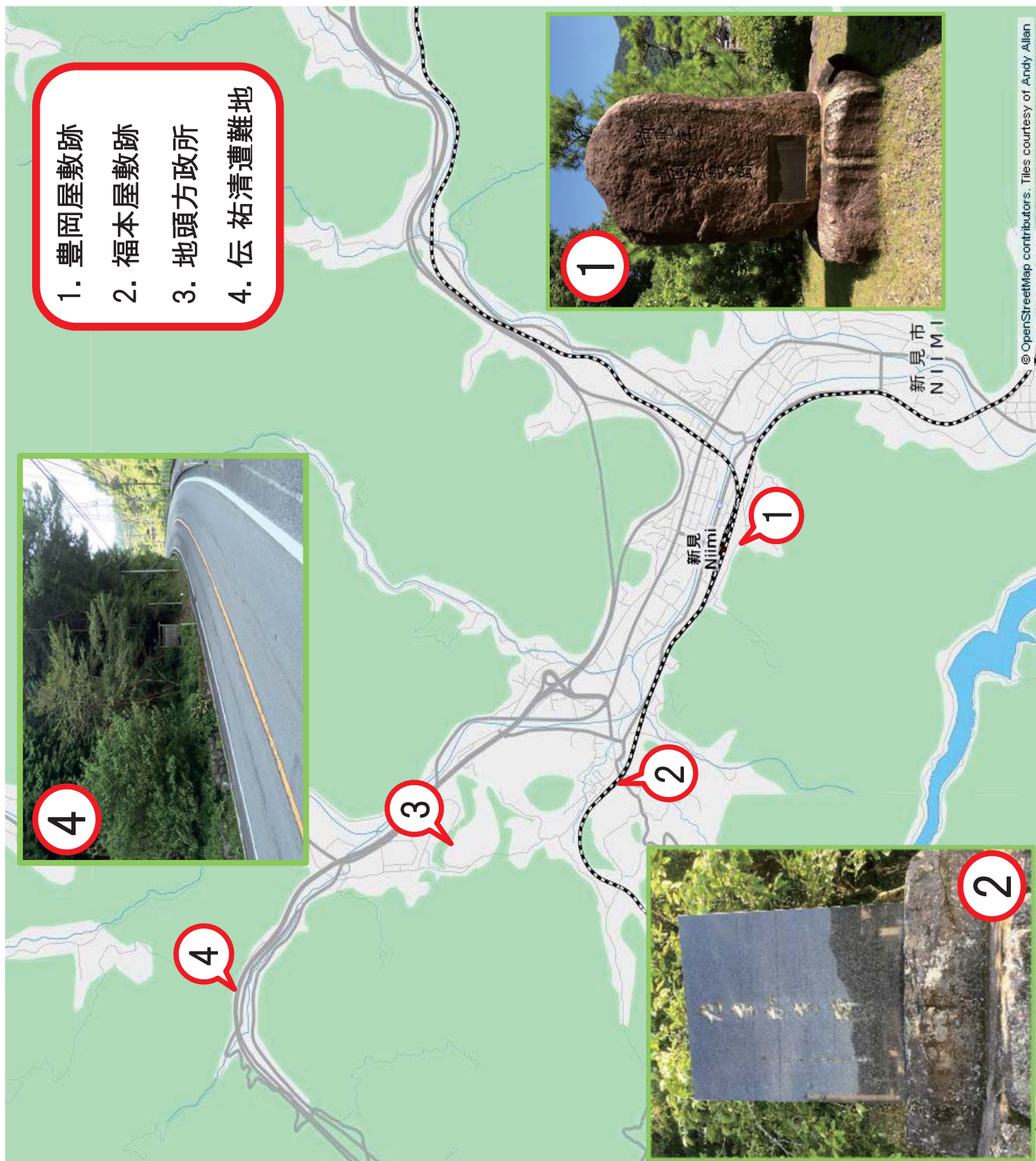
仁木氏は足利氏の庶流（本家から分かれた家柄。分家）で、三河国（現・愛知県東部）出身の武士です。室町幕府は、將軍の足利氏と仁木氏をはじめとした有力守護層によって運営されていました。延文五年にその有力守護の間で権力抗争が起こり、仁木頼夏は守護を務めていた丹波国（現・京都府及び兵庫県の一部）に逃れました。丹波国には東寺領の大山荘があり、仁木頼夏はそのつてを頼り、東寺に祈禱を依頼しました。なぜ、またどのような祈禱が行われたのかについてはよくわかっていませんが、仁木頼夏はこの文書で東寺に祈禱のお礼を述べています。

祈禱事、被懸御意、重疊御祈念之至、殊恐悦候、恐々謹言、

延文五
八月十八日
（仁木）
頼夏（花押）

たまかき・祐清 ゆかりの地 (岡山県新見市)

1. 豊岡屋敷跡
2. 福本屋敷跡
3. 地頭方政所
4. 伝 祐清遭難地



展示資料一覧

番号	指定	作品名称	年月日	目録番号	展示期間
----	----	------	-----	------	------

序章 文書の方法と現在に伝わる理由

10	国宝	東寺百合文書桐箱（ノ函）	貞享二（一六八五）年	ノ函	後期
9	国宝	西院文庫文書出納帳	応永一六（一四〇九）年八月二九日	天地之部一九	後期
8	国宝	文書出納日記（西院文庫文書出納帳）	長祿四（一四六〇）年三月二日	さ函一一三	後期
7	国宝	廿一口方評定引付	応永一三（一四〇六）年九月一日条	天地之部一八	後期
6	国宝	廿一口方手文箱送進状	永祿三（一五六〇）年二月二九日	卜函一七一	後期

第Ⅰ章 年貢の輸送と経路

19	国宝	廿一口方評定引付	応永二八（一四二一）年二月九日条	ち函四	後期
18	国宝	学衆方評定引付	永和二（一三七六）年一月三日条	ラ函九	後期
17	国宝	学衆方評定引付	永和元（一三七五）年二月二七日条	ラ函八	後期
16	国宝	播磨国矢野荘代官沙汰人等注進状	康安二（一三六二）年一月一日	よ函三〇	後期
15	国宝	播磨国矢野荘政所秀惠起請文	文和二（一三五三）年五月八日	テ函三〇	後期

第Ⅱ章 東寺を巡る人と戦乱

36	国宝	山名宗峯へ持豊へ書状	（年未詳）七月八日	ケ函二五九	後期
35	国宝	廿一口方評定引付	文明二（一四七〇）年八月一〇日条	ち函一九	後期
34	国宝	廿一口方評定引付	文明元（一四六九）年五月一八日条	天地之部三七	後期
33	国宝	足利義持御判御教書	応永一七（一四一〇）年二月二四日	マ函八二	後期
32	国宝	足利義満自筆仏舎利奉請状	応永一三（一四〇六）年九月一〇日	き函三七	後期
31	国宝	足利尊氏御判御教書	観応元（一三五〇）年七月二八日	せ函足利將軍家下文五	後期
30	国宝	後醍醐天皇綸旨	元弘三（一三三三）年六月一九日	せ函南朝文書九	後期

40	39	38	37
国宝	国宝	国宝	国宝
新見国経書状	藤岡直綱書状	藤岡直綱書状	織田信長禁制
享祿五（一五三二）年三月一二日	（永祿元（一五五八）年）五月七日	（永祿元（一五五八）年）五月七日	永祿一一（一五六八）年九月 日
又函二四七	イ函一七〇	イ函一七一	並達八六
後期	後期	後期	後期

第Ⅲ章 新見荘からのメッセーじ

51	50	49	48	47
国宝	国宝	国宝	国宝	国宝
備中国新見荘三職連署注進状	備中国新見荘上使本位田家盛并三職連署注進状	本位田家盛注進状	備中国新見荘地頭方百姓谷内家差図	たまかき書状 并備中国新見荘代官祐清遺品注文
寛正四（一四六三）年八月二七日	寛正四（一四六三）年一〇月二二日	（寛正四（一四六三）年）一〇月二六日	（寛正四（一四六三）年）	（寛正四（一四六三）年）
サ函一一〇	サ函一一六	ツ函二六二	サ函三九九	ゆ函八四
後期	後期	後期	後期	後期

第Ⅳ章 南大門前の関所と往来

59	58	57	56
国宝	国宝	国宝	国宝
山崎商人二郎請文	南大門前一服一銭茶売人 道幸後家・八郎次郎連署条々請文	室町幕府奉行人連署奉書案	室町幕府奉行人連署奉書
応永三（一三九六）年一〇月一二日	応永一一（一四〇四）年七月二三日	文明一五（一四八三）年七月八日	永正六（一五〇九）年閏八月三日
さ函七五	し函六一	追加之部二二 （六五）	い函五九
後期	後期	後期	後期

終章 還つてきた百合文書

64	63
	国宝
七条令解	仁木頼夏巻数返事
正暦四（九九三）年六月二〇日	延文五（一三六〇）年八月一八日
追加購入分一	り函二六五
後期	後期

ユネスコ「世界の記憶」

国宝 **東寺百合文書展** 一人・物・情報が行き交う中世―

会 期：平成 29 年 3 月 1 日（水）～4 月 23 日（日）

前期：3 月 1 日（水）～3 月 26 日（日）

後期：3 月 29 日（水）～4 月 23 日（日）

休 館 日：毎週月曜日（3 月 20 日は開館、21 日休館）

列品解説：3 月 11 日（土）・4 月 8 日（土）

※いずれも 14 時から京都学・歴彩館職員による

会 場：京都文化博物館 2 階総合展示室

主 催：京都府立京都学・歴彩館、京都文化博物館

京都府立 京都学・歴彩館

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-29

TEL: 075-723-4834

FAX: 075-791-9466

E-mail rekisaikan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

URL <http://www.pref.kyoto.jp/rekisaikan/>